

総会

配布：一般

2012年3月9日

第66会期

議事日程議題 27 (c)

総会採択決議

[第三委員会報告書に基づいて (A/66/454(Part II)) ]

66/127. 高齢化に関する第二回世界会議のフォローアップ

総会は、

政治宣言<sup>1</sup>および2002年、高齢化に関するマドリッド国際行動計画を是認した2002年12月18日の総会決議57/167<sup>2</sup>、とくにマドリッド行動計画の実施のためのロードマップに留意した2003年12月22日の総会決議58/134、並びに2005年12月16日の60/135、2006年12月19日の61/142、2007年12月18日の62/130、2008年12月18日の63/151、2009年12月18日の64/132および2010年12月21日の65/182の総会諸決議を想起し、

世界の多くの場所において、マドリッド行動計画の認知が限定的あるいは全くなされておらず、それによって実施の取組の範囲が制限されていることを認識し、

事務総長報告書<sup>3</sup>に留意し、

2050年までに、世界の人口の20パーセント以上が60歳以上となることを認識し、また高齢者の数の増加は発展途上国で最も大きくまた最も速いことを認識し、

世界の多くの場所における高齢者の状況は、世界の金融および経済危機によって悪影響を被ってきたことを深く懸念し、

高齢の男女の大部分は、十分な保証があれば、社会の機能を担い続けることが可能であ

---

<sup>1</sup> 高齢化に関する第二回世界会議報告書、マドリッド、2002年4月8-12日（国際連合出版物、Sales No. E. 02.IV.4）第I章、決議1、付属文書I.

<sup>2</sup> Ibid., 付属文書II.

<sup>3</sup> A/66/173.

るという基本的な貢献を認識し、

高齢の女性が男性よりも多いことに留意し、また高齢の女性は、彼女たちの人権の享受に影響を及ぼす、年齢、障害あるいは他の理由によってより増加する、社会におけるジェンダーに基づいた役割によって生じる差別の複合的な形態に頻繁に直面することに懸念しつつ留意し、

1. 政治宣言<sup>1</sup>および2002年、高齢化に関するマドリッド国際行動計画<sup>2</sup>を再確認する；

2. 政府に対し、貧困撲滅戦略と国家開発計画に高齢化問題を主流化することにより、高齢者、とりわけ高齢の女性の貧困を撲滅するための能力構築に特に注意を払い、またその国家の戦略に高齢化に特定化した政策と高齢化主流化の取組を含めることを奨励する；

3. 加盟国に対して、マドリッド行動計画の再検討および評価において確認される国家実施優先度に対処するために、国家の能力を発展させる取組を強化するように奨励し、また未だそのような措置を取っていない加盟国に対して、国家の優先度の設定、制度的機構、研究、資料収集および分析の強化、並びに高齢化の分野における必要な要員の訓練を含む、能力を開発する段階的アプローチを考慮するように招請する；

4. また加盟国に対して、人間の人生の全体を考慮しまた今後はより多くの成功の可能性を増加するために、並びに世代間の連帯を涵養する戦略を考案することにより、マドリッド行動計画の実施の障壁を克服することを奨励する；

5. 加盟国に対して、現実的、持続可能および実行可能並びに今後達成される可能性の最も高い国家の優先度を選択することを特に強調し、並びに実施過程において進捗状況を評価する目標および指標を策定するようにさらに奨励する；

6. 全ての加盟国に対して、国家の開発計画および貧困撲滅戦略の不可分の一部としてマドリッド行動計画をさらに実施するように奨励する；

7. 加盟国に対して、高齢化問題の認識を高めまた高齢化に対処する国家の能力を構築しつつ、高齢者の能力を高めまた彼らの権利を促進することを含む、マドリッド行動計画実施の第一次10年の残りの主要な優先的分野を特定するように招請する；

8. 加盟国が、高齢化問題への関心の向上を求めて、高齢化に関する国家のフォーカルポイントのネットワークを強化すること、地域委員会と協働すること、また事務局の広報

局の支援を得ることを含む、マドリッド行動計画の意識向上を高めることを勧告する；

9. 高齢化に関する国家行動計画のフォローアップを扱うフォーカルポイントを未だ任命していない政府に対して、任命することを奨励する；

10. 政府に対して、国家政策の主体的取組およびコンセンサスの構築を創設する効果的な政策の策定のために、関連の利害関係者および社会開発パートナーとの包括的および参加型協議を通じて、高齢化関連の政策を実施するように招請する；

11. 加盟国が、高齢者の状況についてよりよく評価するために、また高齢者による全ての人権および基本的自由の十分かつ平等な享受の保護に向けて用意された計画および政策のための十分な監視制度を設定するために、性および障害を含む、必要な場合には関連要因に拠って構成要素に分けられる、より効果的なデータ収集、統計、良質な情報に関する能力を強化するように勧告する；

12. また、既存の国際人権文書の当事国が、適切な場合には、報告書において明確に高齢者の状況を扱うことを勧告し、また条約監視制度および特別手続の職務権限保持者に対して、その職務権限に従い、加盟国との対話において、報告書の審議においてまたは国家への国別任務において、高齢者の状況により注意を払うことを奨励する；

13. 政府に対して、家族や共同体が、人が年を取るにつれて、その人にケアと保護を提供し、またジェンダーに特化した基盤に基づいてを含む、高齢者の健康状態の改善を評価できることを可能にする状態を適切な場合には確保し、そして障害および死亡率を削減することを求める；

14. 政府に対して、マドリッド行動計画を実施した社会開発のための家族の世代間の相互依存、連帯と相互性の重要性の死活的な重要性および高齢者の全ての人権の実現を考慮しつつ、政策議題に高齢者の関心を主流化する取組を継続し、また年齢の差別を防止し社会統合を提供することを奨励する；

15. 世代間のパートナーシップと世代間の連帯を強化することの重要性を認識し、そしてこれに関して、加盟国に対して、家族、職場と社会全体における若者と高齢者の間の自発的、建設的且つ定期的な相互関係のための機会を促進することを求める；

16. 加盟国に対して、加齢の精神的および肉体的側面並びに高齢の女性の特別な必要性を考慮しつつ、高齢者のためのコミュニティサービスの発展を促進する社会政策の導入を

奨励する；

17. さらに加盟国に対して、高齢者が社会に十分且つ正当に参加でき、また全ての人権の十分な享受を主張できるように、情報を利用する権利を有することを確実にすることを奨励する；

18. 加盟国に対して、特に、適切な場合には人権の促進および保護のための国家制度を通じて、高齢者の組織を含む、社会の全ての部門との協議において、高齢者の権利の監視および執行の国家能力を発展させることを求める；

19. 加盟国に対し、高齢化に関する全ての政策行動にジェンダーおよび障害の視点を強化しまた統合すること並びに年齢、ジェンダー若しくは障害に基づいた差別に対処しそして撤廃することをも求め、加盟国が、高齢者、とりわけ高齢の女性および障害を持った高齢者についての否定的なステレオタイプを変えることについて、とりわけ高齢者、女性および障害者の組織を含む、この問題に関心を持つ関連する組織と共に、社会の全ての部門に従事すること、また高齢者の肯定的なイメージを促進することを勧告する；

20. 加盟国に対して、より効果的な予防戦略とより強力な法並びにこれらの問題とその根本的な要因に対処する政策を立案し且つ実施することにより、高齢者の福祉および適切な保健医療並びに高齢者に対するネグレクト、虐待および暴力のあらゆる事例に対処することをさらに求める；

21. 6月15日を世界高齢者虐待認識の日とすることを決定し、全ての加盟国、国際連合システムの組織と他の国際的および地域的機構、並びに非政府組織や個人を含む、市民社会に対して、適切な方法でこの日を守ることを招請する；

22. 加盟国に対して、マドリッド行動計画に従い、緊急の状態において高齢者をさらに保護しまた支援するための具体的な措置を取ることを求める；

23. 国家開発取組を補完するために、金融支援の提供および支援の重要性を確認しつつ、マドリッド行動計画の実施において、開発途上国を支援するための強化された国際協力が不可欠であることを強調する；

24. 国際的および二国間ドナーを含む、国際社会に対し、国家が自らの経済と社会開発に主要な責任を有することに留意しつつ、高齢者のための持続可能な社会と経済的支援を達成するために、国際的に合意された目標を維持しながら、貧困撲滅のための国家の取組

を支援するための国際協力を強化することを奨励する；

25. また、国際社会に対し、高齢化問題に関する能力の構築を支援する取組において、高齢者の組織、学界、研究財団、介護者を含む共同体に基づいた組織、および民間部門を含む、市民社会とより強力なパートナーシップを作り上げるために国家の取組を支援することを奨励する；

26. 国際社会および国際連合システムの関連組織に対して、それぞれの職務権限内で、高齢化する人々によって提示される課題および機会をよりよく理解するために、適切な場合には、高齢化に関する調査とデータ収集のイニシアチブに基金を提供する国家の取組を支援し、またジェンダーと高齢化に関するより正確かつ特定された情報を政策決定者に提供することを奨励する；

27. マドリッド行動計画の実施を促進することおよび助長することにおいて、国内や地域のレベルにおいて、訓練、能力構築、政策立案並びに監視を扱う様々な国際的および地域的機構の重要性を認識し、世界中の様々な場所並びに地域のイニシアチブで行われている活動、またマルタの国際高齢化組織およびウィーンのヨーロッパ社会福祉政策調査センター等の組織による活動を確認する；

28. 加盟国が、特に 2012 年のマドリッド行動計画採択 10 周年の際に、同行動計画の進捗状況の再検討と評価において、高齢化に関する国際連合フォーカルポイントの役割を再確認し、技術協力の取組を増加し、高齢化問題に関する地域委員会の役割を拡大し、並びにこれら取組のための追加の資源を提供し、高齢化に関する国内および国際的な非政府組織の調整を促進し並びに高齢化に関する調査議題に関して学界との協力を強化することを勧告する；

29. マドリッド行動計画のさらなる実施並びに最初の再検討および評価サイクルの結果を促進し且つ助長するために、国家レベルでの追加の能力構築の必要性をくり返し表明し、またこれに関連して、政府に対して、国家の要請に応じて、事務局の経済社会局が、国家にさらなる支援を提供できるように、高齢化のための国際連合信託基金を支援することを、奨励する；

30. 国際連合システムに対し、適切な場合に、効率的また調整された方法で、マドリッド行動計画の国家の実施を支援するその能力を強化することを要請する；

31. 国際連合ミレニアム宣言<sup>4</sup>に含まれたものを含む、国際的に合意された開発目標を達成するための現行の取組において高齢者の状況が考慮されることを勧告する；

32. 決議 65/182 の第 28 項において総会によって設立された、高齢化に関する非制限型作業部会の活動に感謝しつつ留意し、非制限型作業部会の最初の 2 週間の作業会期の間、加盟国並びに国際連合の関連する機関や機構、政府間および関連する非政府組織、国家人権制度そして招待されたパネリストの肯定的な貢献を認識する；

33. 国家と関連の人権の職務権限保持者および条約機関並びに地域委員会を含む、国際連合システムの関連する機関と機構、並びにこの事項に関心を持つ政府間と関連の非政府組織に対して、適切な場合には、非制限型作業部会に対して付託された作業に対して貢献し続けることを招請する；

34. 事務総長に対して、現存の資源内で、非制限型作業部会への全ての必要な支援を提供し続けることを要請する；

35. また事務総長に対して、総会の第 67 会期に、高齢者による全ての人権および基本的自由の十分かつ平等な享受の促進と社会発展における、とりわけ、高齢の女性を含む、高齢者の統合に関して、本決議の実施に関する報告書を提出することを要請する。

第 89 本会期

2011 年 12 月 19 日

---

<sup>4</sup> 決議 55/2 を参照。